

# 塩尻市消費生活センターだより No.1

当センターに寄せられた相談事例や、注意してほしいトラブルなどについて、市民の皆さんにお伝えします。不審に思われたら、まずご相談ください。

## 「初回お試し価格500円 90%OFF！」は定期購入？！

### 相談事例

「初回お試し価格500円」というネット広告を見て、健康食品を注文した。一回限りだと思っていたが、1ヶ月後に同じ商品が届き、5千円の請求書が入っていた。

### ひとつことアドバイス

「お試し」だと思って購入したところ、実際は定期購入契約だったという**トラブルが急増しています**。注文する場合は、定期購入が条件になっていないかなどの契約内容を良く確認することが大切です。また、**通信販売はクーリングオフの適用外**であることにも注意してください。



「消費者庁イラスト集より」

## 架空請求ハガキに注意！！

### 相談事例

地方裁判所から「特定消費料金未納に関する訴訟最終告知のお知らせ」のハガキが届いた。裁判取り下げの相談窓口で電話するよう書かれていたので電話をしたら高額な料金を請求された。

### ひとつことアドバイス

「裁判」「訴訟」などの言葉が巧みに使われていますが、これは架空請求です。記載されている電話番号に連絡すると、高額な金額を要求されますので、ハガキが届いても決して相手に連絡をせず、無視してください。

## 「不用品買い取ります。(訪問購入)」は慎重に！

### 相談事例

「不用品を買い取ります」と業者が訪問してきた。処分したい着物があつたので見せると、「壊れた宝飾品があれば出してほしい」と言われ、指輪を含めて2万5千円で買い取ってもらった。後になって冷静に考えると価格が安すぎると後悔している。

### ひとつことアドバイス

自宅で物品を買い取る訪問購入では、購入業者は、突然訪問して勧誘することはできません。このような業者は、家に入れな。また、「貴金属はないか」など当初とは違う物品の売却を求められたら、きっぱりと断ってください。



「消費者庁イラスト集より」

塩尻市消費生活センター

☎0263-52-0280(代)内線1129

相談日時：月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 8:30～17:15

または

消費者ホットライン

局番なし

1 8 8

土・日・祝日も相談できます。